平成３１年4月２日

ひろせＮＥＷＳ

ひろせ税理士法人
TEL　075-801-6331　Mail　info@hiroses.co.jp

事業承継における一般贈与と納税猶予の選択

平成30年に特例措置が創設されたことによって、使い勝手が良くなった事業承継税制ですが、本制度を適用することが自社にとって本当に良いのか、という視点を持って検討する必要があります。

○事業承継における一般贈与と納税猶予制度選択までの流れ

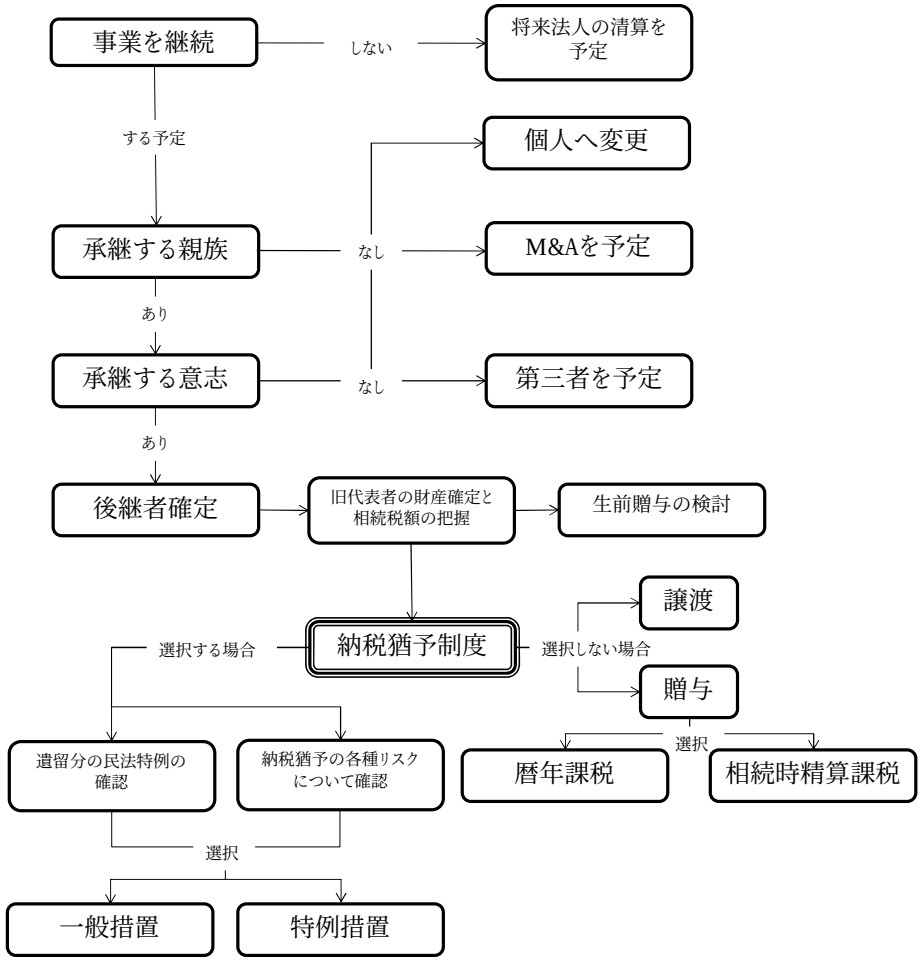

また、本制度を利用する場合、事前に自社株について株価を下げることができないかを検討する必要もあります。事業承継税制について特例の適用を検討をされる場合、まずは担当者にご相談下さい。

経営支援部第3課　資産税グループ　マネージャー　中屋拓実